

鳥羽市総務民生常任委員会会議録

平成29年12月13日

○出席委員

| | | | |
|------|---------|-----|---------|
| 委員 長 | 坂 倉 広 子 | 委 員 | 奥 村 敦 |
| 委 員 | 井 村 行 夫 | 委 員 | 戸 上 健 |
| 委 員 | 浜 口 一 利 | 委 員 | 坂 倉 紀 男 |

○欠席委員

副 委 員 長 橋 本 真 一 郎

○出席説明者

- ・ 山本企画財政課副参事
- ・ 寺田総務課長、寺本副参事、世古補佐、山田係長
- ・ 下村健康福祉課長、平賀副参事、浅井補佐、佐々木健康係長、寺田高齢障害係長
- ・ 安部選挙管理委員会書記長

○職務のために出席した事務局職員

次 長
兼 庶 務 係 長 上 村 純
兼 議 事 係 長

(午前 9時59分 開会)

○坂倉広子委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

審査に入る前に申し上げます。橋本副委員長から本日の委員会を体調不良のため欠席する旨の連絡がありましたので、ご承知おきをお願いします。

本会議において当委員会に付託された案件は、議案第29号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての1件であります。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第29号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

担当課長。

○寺田総務課長 おはようございます。総務課、寺田です。よろしくをお願いします。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第29号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部改正に伴い、所要の改正をいたし、本提案とするものでございます。

改正事由としましては、雇用保険法等の一部を改正する法律において、原則1歳までである育児休業を6カ月延長しても保育所に入れられない場合等に限り、さらに6カ月、2歳までですけれども、の再延長を可能とする等の改正が行われ、国家公務員の育児休業等に関する法律においても非常勤職員の育児休業について最長2歳までとし得ることが人事院規則19-0（職員の育児休業等）において一部改正されたため、所要の改正を行うものでございます。

内容ですけれども、非常勤職員の育児休業について、特別の事情がある場合には例外的に2歳まで育児休業ができるよう一部改正を行うものでございます。

それでは、条文について新旧対照表のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、新旧対照表の2ページをごらんください。2ページの改正案の一番下のところです。

今回の改正に伴い、第2条の4を追加しております。「育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から」、次のページですけれども、「2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当する」ということで、1号、2号を定めております。

第1号では「当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合」としてあります。

次に、第2号ですけれども、第2号では「当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合」、この2号を定めております。

この条文が、非常勤職員が養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として、子供が2歳に達するまで育児休業をすることができる条文となります。

次に、新旧対照表の1ページをお願いします。

1ページの改正案の下線が引いてあるところですが、第2条第3号に先ほど読ませていただきました追加した条文の部分を追加しております。

それから、新旧対照表の2ページの第2条の3第2号に、下線部分ですけれども、同様に追加をいたしております。

それから、新旧対照表の3ページの改正案のほうの第2条の5、これは条ずれによる改正となっております。

それから、新旧対照表の4ページの第3条第7号に、同じく追加した条文部分を追加いたしております。

それから、議案書の2ページをごらんください。

2ページが一番下の部分の附則におきまして、この条例は公布の日から施行すると規定しております。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○坂倉広子委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 まず、確認なんですけれども、現行では非常勤職員の育児休業制度というのは鳥羽市にあるのでしょうか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 嘱託職員で運用の要綱のほうでうたっておりますので、あります。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 確認なんですけれども、非常勤職員とは鳥羽市の場合、該当する職種というのは臨時職員、嘱託職員という範疇で考えてよろしいのでしょうか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 うちの今回の非常勤職員の該当する職員は嘱託職員だけとなっております。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 臨時職員は非常勤職員という扱いをしていないということなんですか。どういう扱いなんですか。非常勤職員でも正規職員でもないということなんですか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○世古課長補佐 一くくりでいきますと非常勤職員の中に入ります。非常勤職員は正規職員とはまた別ですので、非常勤職員の中に嘱託職員、臨時職員というのが一つのくくりです。ただ、該当しないのは、臨時職員は任期が半年更新になりますので、そういったことで対象とはならないです。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 ということは、臨時職員も非常勤職員の中には入るけれども、半年の任用なので育児休業制度というのをこれまでも適用していないし、これからもこの改正では適用しない、できないという判断でいいんですか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○世古課長補佐 そういうことになります。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 40歳未満までの女性職員のうち、臨時職員、嘱託職員というのはそれぞれ今何人いるんでしょうか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○世古課長補佐 すみません、そのデータは今、申しわけないですけども持っていません。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 議会がこの議案を認めて改正が成立するということになると、当然こういう職員がそれに該当しますという数は持っていません、それ。

(「今の嘱託職員で該当する部分」の声あり)

○戸上 健委員 それはあるんですか。

(「あります」の声あり)

○戸上 健委員 それを言うてください。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 現在、嘱託職員で育児休業をとっている職員は3名おります。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 いや、私が聞いたのは、現在は3人だけでも、この条例改正によって40歳までというか、子供の可能性のあるといえますか、そういう嘱託女性職員がこれに該当する可能性があるわけですね。だから、そういう職員は何人いるんでしょうかということなんです。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 現在、今ここに数字を持っていませんので申しわけないんですけど。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうなると、嘱託の女性職員、議会事務局にもいらっしゃるけれども、結婚しておめでたがあって、こういう法改正による条例改正の適用を受けるという人たちがどれだけいるかというのは、僕らもつかんでおく必要があるというふうに思うんです。

それで、今3人ということだったけれども、これまで改正されなかったために、該当を受けなかったために市役所をやめなきゃいけなかったと、退職したという事例なんかはあるんでしょうか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○世古課長補佐 そういうのは私のほうでは聞いていないので、そういった方はみえなかったのかなと思うんですけども、ただ、臨時職員の方はそういう対象にはならないので、そういった方はみえたかもわかりません。

今先ほど課長が答弁させていただいたとおり、現在3名、その前にも嘱託職員の方は取得していますので、

うちも利用の周知等もこれからまた徹底をしなければいけないと思いますけれども、そういったことはなかったのかなというふうに思っています。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 幸いにして条例改正がおくれて、これは国のほうの法改正に基づくものだから国の責任なんだけれども、やむなく子育てのために職場を去らなければならなかったという事例はなかったということでした。それは幸いだったというふうに思うんです。

この条例改正によって、嘱託職員の場合は育児休業があり、2年間だけれども、それによってやめなきゃいかんということはなくなるということなので、私はこれは賛成なんです。問題は、さっき出ておったように臨時職員ですわ。女性の臨時職員の方の場合も、育児休業はない、期末手当、俗に言うボーナスも一時金もないわけですわね。ありますか。ごめん。

今回の子育ての鳥羽を目指している中で、臨時職員だけち外に置かれるというのは、今後の課題だと僕は思いますけれども、これも一応指摘しておきたいというふうに思います。

以上です。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

議長。

○浜口一利委員 非常勤職員の待遇が改善されるということで、それは非常にいいことだと思うんですけれども、正規職員との差というのはまだこれでもあるわけなんですか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○世古課長補佐 正規職員は最大、子供が3歳に達するまでになりますので、1年ぐらいの差というのが少しあります。

○坂倉広子委員長 議長。

○浜口一利委員 正規職員並みにしようとする、まだまだ改善される余地があるということです。今、現状はそういうことですね。わかりました。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、質疑がないようですので審査を終わります。

これで付託された議案の説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで議案に対する討議を行いますか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 討議もないようですので、それでは採決に入らせていただきます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第29号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第29号については原案どおり可決することに決定いたしました。

それでは、その他の通告の項に入りますが、説明員を入れかえますのでそのままお待ちください。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時16分 再開)

○坂倉広子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、その他の項に入ります。ご発言は通告の順に進めますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、戸上委員。

○戸上 健委員 通告してありますとおり、よろしくお願いします。

まず、選管ですが、さきの衆議院選挙における期日前投票の混雑状況の度合いと改善策の検討、これについてお聞かせください。

○坂倉広子委員長 選挙管理委員会書記長。

○安部選挙管理委員会書記長 選挙管理委員会書記長、安部でございます。よろしくお願いします。

投票日3日前の10月19日は375名、20日817名、21日848名の方が期日前投票をされました。21日土曜日の午前中が最も多かったんですけども、投票に数分お待ちいただくことはあったものの、テレビとかで報道されているような大きな混雑はございませんでした。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 階段に並んでなかなか投票できなかったという声も聞いていますけれども、そういう事例はなかったんでしょうか。

○坂倉広子委員長 選挙管理委員会書記長。

○安部選挙管理委員会書記長 バーコードで読んでおまして、1人15秒から20秒かかったとしても1分間に3人というふうな計算で、実際バーコードを使っていたのでコンピューター上確認したんですけども、10分間で15人前後というふうな投票でして、現場におった職員にも確認したんですが、そのような何十分も待つというようなことはなかったように記憶しております。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 21日の午前中は、例の台風が来るということで大雨やったというふうに思うんです。それであるべく早く期日前投票したいという有権者の方がいらっしゃいました。できればハローとか、それからマリナーミナルなんか期日前投票のできる場所があれば、もっとスムーズにいけたんじゃないかという声も出ておりました。そういう改善策というのは選管のほうか総務のほうか、それは検討対象になっておるんでしょうか。

○坂倉広子委員長 選挙管理委員会書記長。

○安部選挙管理委員会書記長 投票者の確認をオンラインでしますもので、マリンターミナルとかハローもいいんですけども、そうするとセキュリティーの問題がございまして、そこありますのでなかなか踏み込めない状況であるんですが、あと、費用もちょっと多額にかかるというふうな試算がありまして、まだそこまでいっていないのが現状でございます。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 わかりました。

次に、総務課にお聞きします。

せんだって津波避難訓練がございました。僕もちょっと参加させてもらいましたけれども、その結果状況についてまず報告してください。

○坂倉広子委員長 寺本副参事。

○寺本副参事 防災危機管理室、寺本です。よろしくお願いします。

救助・応急対策活動訓練、避難所運営等炊き出し訓練など防災訓練の全参加者は3,780名、そのうち避難訓練参加者は2,793名でした。今年度の訓練は、雨の影響もあり、例年より参加者は少なくなりました。また、訓練に対する意識の低下、希薄化も参加者減員の一因と認識しております。

この結果を踏まえ、来年度以降はMyまっぷラン、それと避難訓練の合同実施など、意識向上の工夫を考えていきたいと思えます。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 わかりました。

参加者数というのは何かホームページなんかでアップになっておるのでしょうか。

○坂倉広子委員長 寺本副参事。

○寺本副参事 ホームページは現在準備中でして、来月、新年号の広報とばに結果を掲載する予定であります。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 私の緑の村の避難所に集まられた方はわずか7人だけでしたけれども、その声として、防災無線の避難を呼びかける音量がもっと、屋内にいると聞こえづらいそうなんです、まだ。ですから最大音量にしてもらいたいという要望がありましたけれども、この間の音量というのはどの程度だったのでしょうか。

○坂倉広子委員長 寺本副参事。

○寺本副参事 どうしても、音声録音での放送となりますので、若干非常時のサイレン等音声に比べれば多少明瞭度が下がっているものと考えております。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 ということは、まだマックスまでの音量ではないという理解をしてよろしいのでしょうか。

○坂倉広子委員長 寺本副参事。

○寺本副参事 そのような解釈となります。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 避難訓練といえども実際のときはもっと切迫感を持ったそういう呼びかけになるかもわかりませんが、可能な限り、耳の遠い方もいらっしやいますもので、また最大音量になったとしても、大音量になったとしても市民から苦情はないというふうに僕は思います、そういう呼びかけの大きさですから。ですから、それを一遍検討していただきたいというふうに思います。

次に、先ほども条例改正のときに若干触れましたけれども、臨時・嘱託職員の待遇改善に関して、臨時・嘱託職員の期末手当の支給、これの現状を教えてください。

○坂倉広子委員長 寺田総務課長。

○寺田総務課長 まず、基準ですけれども、臨時職員につきましては基準日、6月1日と12月1日ですけれども、その日に在職して、かつ基準日以前に6カ月以上継続して在職している臨時職員に対し期末手当を支給しております。日額により雇用されている者については雇用日数が15日以上に限るという基準があります。支給額につきましては、賃金日額の場合はその前6カ月に勤務日数が110日以上であれば、賃金日額の20日分を支給しております。また、勤務日数が80日以上110日未満であれば、賃金日額の15日分を支給しております。80日未満の場合は無支給となります。

あと、嘱託職員ですけれども、これも同じく基準日6月1日、12月1日に在職し、かつ基準日以前に6カ月在職している嘱託職員に対し支給をしております。支給額は、勤続年数により異なりますけれども、1.0月分から1.3月分、年間で2.1月分から2.4月分、これを支給しております。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 ごめん、嘱託職員の年間は何月分とおっしゃいましたでしょうか。

○寺田総務課長 一番少ないのが年間で2.1月分、一番多いのが2.4月分です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 臨時職員の20日分で、これは幾らになるのでしょうか。

○坂倉広子委員長 寺田総務課長。

○寺田総務課長 職種によって単価が違いますので、今、一般事務補助で6,500円ですので、6,500掛ける20日、13万円。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 何で僕、これをお聞きしたかといいますと、改正関連法で2020年から非常勤職員に対する同一労働同一賃金、これを推進するということで、期末手当を出しなさいという総務省の通知になったというふうに思うんです。これが、鳥羽市の場合は既に臨時職員に対しても一時金を出しておったということで、僕はそう思っていなかったもので、これは大したものだというふうに思います。

通知のほうは常勤職員の支給月数と同水準にするよう全国の自治体に通知したというふうに述べられております。これは、同水準ということになりますと月数で2.6というふうに数字は出てるんですけども、これは間違いないのでしょうか。先ほどの説明では嘱託職員の場合2.4ということでしたけれども、これはいかがでしょうか。

○坂倉広子委員長 寺田総務課長。

○寺田総務課長 ちょっとその数字は認識していないんですけども、その2.6。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうですか。わかりました。

まだ先の2020年からの話ですので、一遍これも研究していただいて、正規職員の月数に見合うようとい
いますか、総務省の通知どおり検討していただきたいというふうに要請しておきます。

次に、健康福祉課にお尋ねします。

この間、和具へお邪魔していましたら、桃取の診療所のお医者さんが4時半までやったか、4時15分ぐら
いにもう診察が終わって、夜は帰られるそうです。それから答志の中村医院さんも伊勢にお住まいでしたか、
それで夜間はいらっしやらないということで、桃取も和具も答志も夜は無医村になってしまうと、非常にこれ
は心配だということでした。これに対する認識と対応というのについてちょっとお聞かせください。

○坂倉広子委員長 下村健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 夜間の医師の常駐というのが去年の4月から答志島でなくなったわけですけども、桃取
診療所の医師につきましては三重県から派遣をいただいておりますので、実は28年、去年の
10月ぐらいに菅島診療所の医師も欠員となっておりまして、そのときに菅島診療所の医師確保ということで県
の医療対策局のほうへ私ほか行かせていただいて、医師確保についてぜひお願いしますという話をお願いして
おったところ、桃取診療所の話にもなりまして、実は次年度から夜間常駐というのは非常に厳しい状態やとい
うようなことをお聞きしました。

なぜかというようなことなんですけれども、若い医師が生活そのものを離島に移して四六時中医療の現場に
いなくてはならないというところあたりが、非常に離島常駐派遣というのを困難にしておるような状況やとい
うようなことが主な理由やったんですけども、なかなかそういった家族ともどもとか、若い人でも毎日、島で
24時間暮らすというような、そういう条件のもとで行っていただける方がおらんのやというようなことでし
た。

ですけども、離島については本土の山間地域と違まして海上を渡らんならんと。海上を渡るときにでも、
なぎのときはいいですけども、しけのとき困りますんやと、本当に命がけのときがありますんやという話も
しながらお願いもしてきました。

その後にも、11月の終わりぐらいには情勢としてはもう厳しいなということもありましたので、前の副市
長にも一緒に行ってくださいまして、医療対策局、それから離島振興を担当しておる南部地域活性化局長、そ
れから防災関係のところにもお願いに回ってきました。ですけども、ことし29年になって2月だったと思
いますけれども、県からの内示については当初の状況のとおりということで、夜間常駐できないというような結
果になってしまいました。

その後、やっぱりそのままでいけないというようなことで、救急搬送については消防本部との連携が必要
やなというようなことで、救急要請に係るチェックリストあたりの説明等を3町内会の会長さん方に寄って
いただいてそういったところの話をさせていただいたところもあります。

それから、できるだけ日中、状態が悪ければ早目に受診していただきたいというような啓発ですとか、それから、
去年の11月あたりには東海市長会への要望の中でへき地医療、地域医療に携わる医師確保ということで、ぜ

ひともお願いしたいというようなことで、中央にできるだけ上げていただきたいという思いもあって東海市長会を通じて全国市長会のほうへ要望も上げさせていただいています。

今後については、先ほど申し上げたできるだけ早く受診してくださいというようなことですか消防との連携を強めていきたいというふうに思っておりますのと、あと、若い医師がなかなか行きにくいというところには住民側にもお願いしたいところも実はございまして、よくコンビニ受診、コンビニ診療とか言われますけれども、四六時中患者さんがやってきて、やってきてと言うとおかしいですけども、必要なときはぜひ来てもらわなければならないですけども、あしたの朝まで我慢できるところやったら少し辛抱していただいて診療時間中にとかいうようなことで、そういうことが、答志島だけじゃなかったかもわからんですけども、そういう受診の仕方というのが多々あって、そういうところの風評というところが医師側にちょっと伝わってしまっているというような、そういうところも少なからずあったように思います。今度来ていただいた先生方の中にも、ぜひそういう受診の仕方の教室みたいなことをやらせてほしいと言っていた先生もおみえになりますので、そういったところも含めて住民側にもお願いする部分、それから引き続き三重県のほうには、ぜひそういう先生方をつくっていただくというとおかしいですけども、要請していただいたりとか、そういう先生がみえたときには鳥羽市のほうへというようなことでお願いしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 確認ですけども、30年度以降も桃取診療所への県からの医師派遣というのは継続するのか、それはもう困難になるというのか、どちらなのでしょう。

○坂倉広子委員長 健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 医師派遣自体は三重県のほうはノーとは言っておりませんので、ぜひ継続してもらう必要があるというふうに思っています。今のところ、30年度以降も継続して派遣いただくということで考えております。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 わかりました。担当課としても、先ほど前副市長の話もありましたけれども、非常に頑張ってもらっておるというふうに思います。これからもよろしくお願いしたいというふうに思うんです。

続いて、子ども食堂に関してですけども、3月やったか6月議会でしたか、一般質問で副参事にお聞きしたところです。その後、クリスマスとか年末年始を控えて子ども食堂の要望というのも強まっておるというふうに思うんですけども、進行状況をちょっと教えてください。

○坂倉広子委員長 平賀副参事。

○平賀副参事 草の根で子供たちの支援活動を行われるNPO法人等に、運営基盤の強化や掘り起こしを行うために、社会全体で子供の貧困対策を進める環境を整備することを目的に支援金の交付を行っている子供の未来応援基金という団体があります。その団体が10月10日から11月10日までの期間で助成先となる団体を募集していましたので、以前からお話のある2名の方に情報提供をさせていただきました。ちょっと資料を集めたりするのは難しかったので結局応募までは至っていないのですが、とりあえず情報提供だけはさせていただいております。

また、そのうちのお一人さん、以前話のあった方ですけれども、他市で開催されている子ども食堂を幾つか一緒に視察に行かせていただいて、本人さんとしてはできる範囲でやってみますということで、今の段階では困ったこととかわからないことがあったら相談に応じますよというような状況になっているんですけれども、今月の17日に、子ども食堂というより子供の居場所づくりの場を提供したいという目的でコンサートを開催するという運びになっていまして、まずはごく周りの人とかを対象に進めていきたいということで、こちら側としましては放課後児童クラブエンゼルとかたんぼぼ、それと学習支援のYELLの中でチラシをお配り等させてもらって、周知をさせてもらったというようなことになっています。

子育て支援室としましては、今後子ども食堂を始めたいよという方がみえましたら立ち上げとか運営の相談支援をさせていただきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 わかりました。引き続き頑張っていたきたいというふうに思います。

次に、企画財政と健康福祉、両課にまたがるということでしたのでお尋ねしますが、千賀にお邪魔したときにひとり暮らしのお年寄りからちょっと僕も泣きつかれるというか、交通の便で非常に困って見えまして。スクールバスも利用するんだけど学校までしか行けないもので、金融機関に行きたいんだけど学校から郵便局か農協まで1キロぐらいまだ歩かならんそうです。足腰が非常に悪くて、ごみ出しもやっというふうにおっしゃっていました。そやもんで、河内や船津にあるデマンドバス、あれを千賀や堅子にも走らせてもらえないだろうかという、そういう切なる願いだったんです。担当課としてもそのあたり検討なさっておるというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○坂倉広子委員長 下村健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 福祉のサイドのほうから少しお話をさせていただきたいと思います。

現在、ご紹介いただいたようなスクールバスを活用したバス運行を行っておりまして、平日7便から8便の千賀や堅子から相違のほうの弘道小学校を初め、長中前、それから畔蛸バス停とかいろんなどを停車してくるようなダイヤを組みまして運行しています。大体1日に、少ない人数かもわかりませんが、2人、3人程度の利用をしていただいております。

今の金融機関というのがどちらの金融機関なのかわかりませんが、その範囲で何か本当に車を止められる場所があったら、安全に乗りおりしていただける場所があるんでしたら、運行区間の中でしたらその辺については少し考えていく余地はあるのかなというふうに今お話を伺って思ったところです。

それから、あと学校のない時期というのがありますので、夏休み等にはこのバスのほかに、こちらのほうから移送バスのあいたところを利用して、当初二、三便ということやったんですけれども、なかなか利用者も少ないということで週に1回程度なんですけれども、ニーズに応じてそういう運行もさせていただいております。

デマンドバスということのご提案も過去からあると思うんです。加茂の福祉バスを運行するときに、やっぱりニーズに応じてそこへ近いところまで行かせていただいて、希望のところまで運行させていただくというのが高齢者、障がい者に限らず移動支援を必要とする方々にとっては必要なことかなということが前提や

と思うんですけども、地域公共交通という公共交通施策の分野から市の内部ではデマンドタクシーというような協議もしてくる中で、やはり経費的などが非常に大きくて、どちらかというピンポイントで当たっていく加茂の福祉バスを選択してきたという経過もありますので、今後については、そういった地域公共交通のところでは交通の空白地帯をどう埋めていくのかというような、市内全域を面的に捉えて、交通施策というところを交通弱者対策ということも含めて考えていく必要はあるんだろうなというふうに思っています。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そういう方向でよろしくお願ひしたいと思うんです。

先ほどダイヤを学校と、それでまたそういうところで改善の余地があるというニュアンスの答弁やったというふうに思うんですけども、ご要望に即して、金融機関も本当はとまってほしいところすわな、そういう要望があれば、バスの駐車できるスペースがあれば可能だということでしたか。一遍ぜひ検討してほしいというふうに思うんです。

○坂倉広子委員長 健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 今でもそういう若干安全にとまれる場所であれば手を挙げていただいて乗っていただくとかいうふうな、ある程度融通をつけたような運行の仕方をしておるようですので、そういうご案内が届いていないかもわかりませんが、そういったところをまた周知もしていきたいと。余り自由に、危ないところで乗りおりされると今度安全面で問題もあると思いますので、場所によってはノーということもあると。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうすると、課長、学校までというスクールバスであったとしても……

(「郵便局ですか」の声あり)

○戸上 健委員 郵便局と農協と言っておったかな、漁協と言ったかな。1キロ先なんです。

それで、先ほどの答弁によれば、スクールバスに乗って一応弘道小学校までということになっておるかもわからんけれども、1キロ先の金融機関、農協か郵便局か、そこまでちょっと行ってくれと運転手さんに頼めば、その近辺にバスが駐車できる安全なスペースがあればオーケーだという理解でよろしいんですね。

○坂倉広子委員長 健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 先ほど申し上げましたのは運行区間内であればというようなこと的前提でお話しさせていただいたんですけども、少しの距離でそういうことが解消されるのであれば、一度場所も見させていただいて、その方が金融機関どちらかというのも確認させていただいて、検討させていただきたいというふうに思います。

○戸上 健委員 わかりました。喜ぶと思います。

以上です。

○坂倉広子委員長 すみません、ちょっと関連で、なしですね。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、その他の質問は終わりましたので、以上でその他の項については終わります。

それで、委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任を願います。

以上で、総務民生常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時47分 閉会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成29年12月13日

総務民生常任委員長 坂 倉 広 子